

## 米国における口蹄疫発生時のゾーニングの適用について

平成 30 年 11 月 5 日  
農 林 水 産 省  
消費・安全局動物衛生課

### 1 背景

我が国の米国からの偶蹄類肉等の輸入に係る現行の家畜衛生条件では、米国内で口蹄疫が発生した場合には、米国全域からの輸入を停止する措置をとっている。

また、米国も、我が国で口蹄疫が発生した際には、日本からの牛肉の輸入を全面的に停止するという措置を講じているところである。

牛肉を始めとする日本産畜産物の輸出が拡大しているという現状も踏まえ、2015年7月以降、米国との間で、疾病発生時でも継続的に貿易を持続するための枠組みについて協議を行ってきたところ、今般、日米双方において、相手国で口蹄疫が発生した際の牛肉の輸入に係るゾーニング適用についてリスク評価の進めることとなった。

(注) OIE コードでは、疾病の清浄国において限られた範囲で疾病が発生した場合には、貿易を目的として、疾病の拡大を防ぐための措置を講じた上でゾーニングを適用することが可能であるとされている。

本件の検討に当たり、米国農務省(USDA)動植物検疫局 (APHIS)から資料提供を受けるとともに、2017年3月には現地調査を実施した。

### 2 これまでに得られている知見

米国の口蹄疫への対応についてこれまでに得られている知見は以下のとおり。

#### (1) 獣医当局及び法制度

米国においては、口蹄疫の予防、発生時の封じ込め、撲滅に係る獣医組織体制及び法制度が整備されている。また、疾病発生時に防疫措置を行う主体は州であり、各州に連邦当局と連携して防疫業務を遂行するための体制が整っている。

#### (2) 一般状況

米国においては連邦当局の示す基準に沿って州等が家畜の管理システムを運用しており、州間移動を行う家畜については公的な個体又は群単位での識別がなされ、移動時に健康証明書の添付が義務付けられている。

と畜場は連邦当局もしくは州当局の認可を要する。中でも輸出用施設は連邦当局の認可を必要とし、政府検査官によると畜前後検査が行われている。

### (3) 国境検疫措置

米国は、口蹄疫清浄であることを連邦当局が認めた国・地域からのみ感受性動物やそれらの動物由来の未加工品の輸入を認めており、国境や空海港においても輸入検疫が実施されている。また、輸出についてはAPHIS 獣医局及び獣医公衆衛生部門による証明書が発行される。

### (4) 国内防疫措置

米国では、長期にわたり口蹄疫が発生していないことから、異常時の通報と検査を主軸としたパッシブサーベイランスを実施し、早期摘発診断体制を構築している。また、連邦当局により推奨される飼養衛生管理項目が定められるとともに、獣医師や生産者への教育訓練プログラムが整備、実施されている。

### (5) 口蹄疫発生時の対応

米国における発生時の封じ込め措置の中心は、殺処分と、感受性動物・関連物品の移動制限、死体及び物品の処分、農場の洗浄・消毒である。なお、移動制限については、州政府が主導して行われている。また、疫学的な状況を把握しながら、連邦及び州当局の判断で、緊急ワクチン接種を行う場合もある。

発生時の疾病の摘発のためのサーベイランスについては、移動制限区域（発生農場から半径 10km のエリア）内の全ての農場を対象に確実に発生農場を摘発できる仕組みとなっている。

## 3 リスク評価の方向性（案）

これまでに得られている知見から、米国の口蹄疫発生時の対応（移動制限、疾病摘発のためのサーベイランス、農場バイオセキュリティの強化等）は、我が国の発生時の対応と同様であり、米国の防疫措置により、一定の区域内に感染を封じ込めることは原則的に可能であると考えられる。

このことを踏まえ、米国において口蹄疫が発生した際の牛肉の輸入について、ゾーニングを適用して差し支えないか、また差し支えないとすれば、ゾーニングの適用に当たってどのような条件が必要となるかについて家畜衛生部会の意見を求めることとしたい。

以上